

広島市文化交流会館の指定管理者募集に係る質問に対する回答

| No. | 資料 | 項 | 質 問 | 回 答 |
|-----|------|---------------------|--|---|
| 1 | 応募要領 | P. 10 13(1) | 審議会について、構成員の人数、各人の役職をご開示ください。 | 広島市文化交流会館に係る候補者の審査に関する事項を審議する際の構成員は6名です。役職等は次のとおりです。 市民局長、市民局次長、市民局文化スポーツ部長、また、外部委員として税理士等の財務・会計の専門家を1名、学識経験者等を2名としています。 |
| 2 | 仕様書 | P. 6 4(5) | (5) 貸出備品等管理業務 ア 広島市の所有する物品(貸し出し用設備器具、施設備品、施設管理用備品等)購入年月日等記載のあるリストの開示をお願いします。 | 本市の所有する備品(取得額が5万円以上の物品)については資料1のとおりです。 |
| 3 | 仕様書 | P. 8 4(11) | 施設等整備について自動ドア・エレベーター・電話(公衆電話含む)等保守契約の有無と有であれば経費負担等教えてください。 | 現行の指定管理者がそれぞれ保守契約を行っているため、その経費負担等について、本市では把握していません。 |
| 4 | 仕様書 | P. 8、 P. 9 IV | 自然災害等の不可抗力は協議とのことですが、不可抗力によるエネルギー費の高騰についても協議していただけるという事によろしいでしょうか？ | 指定管理者の選定時に予見できる範囲を超えるものかを検討の上、協議の対象となるか判断します。 |
| | | | リスク分担の小規模修繕と大規模修繕について令和3～5年度の実績を教えてください。また、令和6年度以降の予定も教えてください。 | 小規模修繕は資料2、大規模修繕は資料3のとおりです。 |
| 5 | その他 | 応募要領別紙 1 | 指定申請に関する書類のうち、②管理運営に関する事業計画書、③自主事業に関する事業計画書につきまして、フォントのポイント数に指定がございましたらご教示ください。また、余白は変更してもよろしいでしょうか。 | フォントのポイント数に指定はありません。また、余白について適宜変更していただいて構いません。 |

| No. | 資料 | 項 | 質 問 | 回 答 |
|-----|-----|-----|---|--|
| 7 | その他 | 様式8 | <p>受託等施設実績には、自社で運営する施設や民間企業から受託している施設ではなく、「公共団体から管理受託している施設や指定管理者として管理している施設」のみを記載するという理解でよろしいでしょうか？</p> <p>また、受託内容とは、JV であれば代表企業か構成企業か、また JV 内での担当業務を記載すればよろしいでしょうか？</p> | <p>お見込みのとおり、自社で運営する施設や民間企業から受託している施設ではなく、「公共団体から管理受託している施設や指定管理者として管理している施設」のみを記載するということです。</p> <p>また、受託内容は、受託施設で実施している受託業務の内容を記載してください。</p> |
| 8 | その他 | 様式9 | <p>「※役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい～」とありますが、登記簿に掲載する必要のない役員（執行役員）についても、氏名・住所含め、記載が必須でしょうか。</p> | <p>登記簿に掲載する必要のない役員についても記載してください。</p> |
| 9 | その他 | | <p>令和3～5年度の収支実績を(収支計画書の様式6-1～6-3の形式で)教えてください。出来ましたら月別で教えてください。</p> <p>その中の、光熱水費についても、それぞれ年度別・月別の費用と使用料を教えてください。</p> | <p>収支実績については資料4のとおりです。</p> <p>光熱水費は資料5のとおりです。</p> <p>(把握していない数値があるため、年度別のみの回答とさせていただきます。)</p> |
| 10 | その他 | | <p>婚礼・披露宴事業について、年度別に実施件数を教えてください。</p> <p>また、1組当たりの平均人数も教えてください。</p> | <p>婚礼・披露宴事業の利用人数については資料6のとおりです。</p> <p>なお、婚礼・披露宴事業の件数及び具体的な内容については本市では把握していません。</p> |
| 11 | その他 | | <p>令和3～5年度の宿泊者と会議室利用の人数を月別で教えてください。</p> | <p>資料7のとおりです。</p> |
| 12 | その他 | | <p>宿泊事業でインバウンドの利用人数(比率)を教えてください。</p> | <p>本市では把握していません。</p> |

| No. | 資料 | 項 | 質 問 | 回 答 |
|-----|-----|---|---|--|
| 13 | その他 | | ホテルシステム(PMS)やホームページ、ウェブ関連の契約など、引き継ぐことは可能でしょうか。 | 現行の指定管理者が契約しているものであり、引継ぎの可否については本市では判断ができないため、現行の指定管理者と協議していただくこととなります。 |
| 14 | その他 | | 第 17 条 3. 利用料金について、今後、別表に定めてある利用料金(上限額)の更新予定はありますか？ 宿泊料金に関して、通常期間でも予約集中日に限り上限額まで利用料金を変動させ販売することは可能でしょうか？ | 更新の予定は未定です。 なお、宿泊料金について、条例の別表に定めてある利用料金(上限額)の範囲内で計画され、本市の承認を得たものであれば、変動するよう設定することは可能です。 |